

社会福祉法人河津町社会福祉協議会役員等の
報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人河津町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 報酬はそれぞれ別表に掲げる額とする。

(費用弁償)

第4条 会務のために出張した場合は、社会福祉法人河津町社会福祉協議会旅費規程により支給する。

2 役員等が会務のため町内出張した場合、乗合自動車乗車距離片道1キロメートル以上の乗合自動車料金の実費を支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決定を経て、評議員会の決議を得て、行う。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決定を経て、会長が定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人河津町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成25年4月1日施行）は平成29年3月31日をもって廃止する。

別 表

(単位 円)

職 名	報 酬 額
会 長	日 額 5,100
副 会 長	日 額 5,100
理 事	日 額 5,100
監 事	日 額 5,100
その他の委員	日 額 5,100

備考

- (1) 午後6時から翌日午前8時までの間の報酬日額3,000円とする。
- (2) 会議出務時間が4時間を超える場合は報酬日額に1,000円を加給するものとする。

社会福祉法人河津町社会福祉協議会評議員の
報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人河津町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 報酬は別表に掲げる額とする。

(費用弁償)

第3条 会務のために出張した場合は、社会福祉法人河津町社会福祉協議会旅費規程により支給する。

2 役員等が会務のため町内出張した場合、乗合自動車乗車距離片道1キロメートル以上の乗合自動車料金の実費を支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決定を経て、評議員会の決議を得て、行う。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決定を経て、会長が決定する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

別 表

(単位 円)

職 名	報 酬 額
評 議 員	日 額 5,100
その他の委員	日 額 5,100

備考

- (1) 午後6時から翌日午前8時までの間の報酬日額3,000円とする。
- (2) 会議出務時間が4時間を超える場合は報酬日額に1,000円を加給するものとする。